

入湯税 特別徴収の手引

令和4年8月

大町市 税務課

— 目 次 —

	頁
1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 入湯税の概要・・・・・・・・	2
3 納税義務者・・・・・・・・	4
4 課税免除・・・・・・・・	4
5 税率・・・・・・・・	5
6 徴収の方法・・・・・・・・	5
7 特別徴収義務者・・・・・・・・	5
8 特別徴収の手続・・・・・・・・	5
9 延滞金・加算金・・・・・・・・	6
10 鉱泉浴場の経営開始申告書・・・・・・・・	7
11 帳簿（徴収原簿）の記帳・・・・・・・・	7
12 入湯税に係る調査・・・・・・・・	7
13 入湯税に関する Q&A・・・・・・・・	8
14 申告書等の様式・・・・・・・・	10
15 入湯税に関する書類の提出先及びお問い合わせ先・・・	13

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
初版	2022年8月	初版発行

1 はじめに

入湯税は、鉱泉浴場の入湯客にご負担いただく税金（目的税）です。

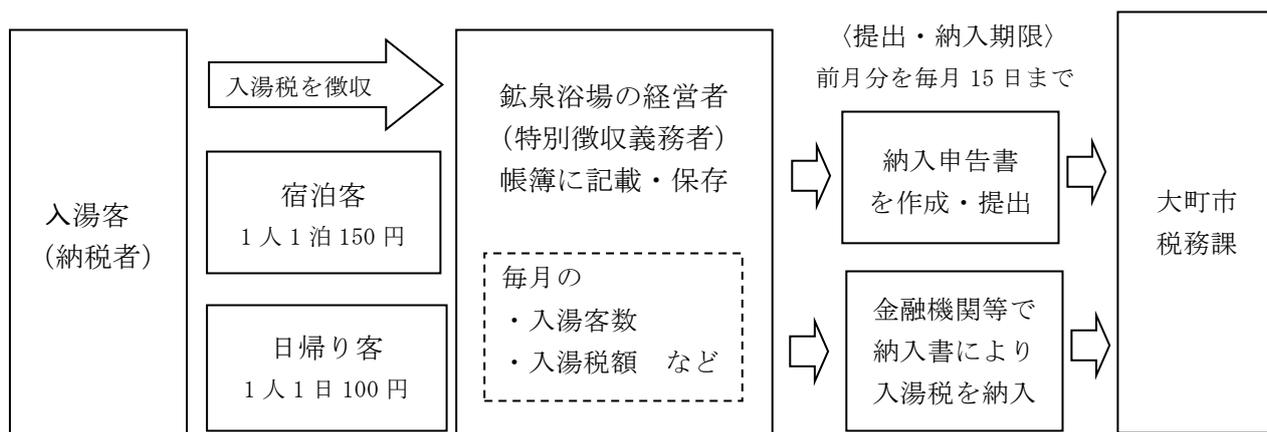
また、大町市税条例及び地方税法の規定により、入湯税は「特別徴収の方法によって徴収する。」（条例第 144 条）とされています。特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月、大町市に申告納入する必要があります。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この特別徴収の手引きをご覧いただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続きについてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税及び徴収にご理解いただきますようお願いいたします。

2 入湯税の概要

入湯税は、『環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる』ために、鉱泉浴場における入湯行為に対して課税されます。

【入湯税納入の流れ】



【制度の概要】 市税条例から抜粋

入湯税の納税義務者等 (条例第 141 条)	入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。
入湯税の課税免除 (条例第 142 条)	次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。 (1) 年齢 12 歳未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 (3) 地域住民の福祉の向上を図るため、市等が設置した施設における鉱泉浴場に入湯する者 (4) 中学校、高等学校及びこれに準ずる学校が、学校教育上の一環として行う修学旅行の場合における入湯者
入湯税の税率 (条例第 143 条)	入湯税の税率は、入湯客 1 人 1 日について、それぞれ次の各号に定める額とする。 (1) 宿泊を伴う者 150 円 (2) その他の者 100 円

入湯税の徴収の方法 (条例第 144 条)	入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。
入湯税の特別徴収の 手続 (条例第 145 条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。 2 前項の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。 3 第 1 項の特別徴収義務者は、毎月 15 日までに、前月 1 日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。
入湯税に係る不足金額 の納入の手続 (条例第 148 条)	入湯税の特別徴収義務者は、法第 701 条の 10、第 701 条の 12 又は第 701 条の 13 の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。
入湯税に係る特別徴収 義務者の経営申告 (条例第 149 条)	<p>鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2) 鉱泉浴場施設の所在地 (3) 前 2 号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項
入湯税の特別徴収義務 者に係る帳簿の記載義 務等 (条例第 150 条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。 2 前項の帳簿は、その記載の日から 7 年間これを保存しなければならない。
入湯税の特別徴収義務 者に係る帳簿記載の義 務違反等に関する罪 (条例第 151 条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 前条第 1 項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第 2 項の規定によって保存すべき帳簿を 7 年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3 万円以下の罰金刑を科する。 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、この行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 納税義務者

市内の鉱泉浴場（温泉施設）において入湯した入湯客です。

※「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法に規定する温泉を利用する入浴施設をいい、「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされています。

温泉を他から運んで来る、いわゆる「運び湯」も入湯税の課税対象になります。

4 課税免除

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

(1) 年齢12歳未満の者

学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び就学前の者。小学生以下の年齢に相当する場合は、課税が免除されます。

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

共同浴場とは	業として経営される浴場でないもので、寮、社宅、療養所等に付設され日常の利用に供される施設をいいます。
一般公衆浴場とは	地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令（昭和21年3月勅令第118号）によって入浴料金が統制されている公衆浴場で、いわゆる「銭湯」をいいます。

(3) 地域住民の福祉の向上を図るため、市等が設置した施設における鉱泉浴場に入湯する者

地域の福祉の向上を図るため設置された施設の鉱泉浴場の利用は、保健衛生上の見地から日常生活において必要であるため課税が免除されます。

市等が設置した施設とは、大町コミュニティーセンター「上原の湯」、「明日香荘」、「ぼかぼかランド美麻」をいいます。（食事の提供、宿泊を伴うものに関しては課税の対象です）

(4) 中学校、高等学校及びこれに準ずる学校が、学校教育上の一環として行う修学旅行の場合における入湯者

学校とは	学校教育法第1条で規定する学校のうち、大学を除くものを対象とし、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校をいいます。 〈注〉いわゆる専門学校（専修学校、各種学校）や海外の学生、生徒等は、学校行事であっても免除の対象になりません。
修学旅行とは	教職員の引率のもと実施される学校教育の一環として行われる修学旅行（スキー教室などの集団宿泊活動を含む）に限ります。 〈注〉部活動などの合宿・大会等への参加の場合は課税になります。
減免対象者	修学旅行に参加する生徒、学生及び引率する教師や学校関係者。また、心身の障がい等により介助を必要とする児童生徒等の介助をする看護師等を含みます。 〈注〉旅行者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

5 税率

同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊する方は1泊につき、日帰りの方は1日につき1回の入湯税が課税されます。

①宿泊入湯客 1人1泊につき 150円

連泊の場合は、連泊分の入湯税を徴収してください。

例：2名が2連泊した場合 150円×2名×2泊=600円

②日帰り入湯客 1人1日につき 100円

複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税されます。

6 徴収の方法

入湯税の徴収は特別徴収の方法によります。

※「特別徴収の方法」とは、地方税法及び大町市税条例の規定により指定された特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収していただき、大町市に納入していただく方法です。

7 特別徴収義務者

鉱泉浴場（ホテル、旅館など）を運営されている経営者で、市長が指定した者です。

8 特別徴収の手続き

前月中に入湯客から徴収していただいた納入金については、毎月15日までに納入申告書を作成し、ご提出いただくとともに納入金額を、金融機関等を通じて納入書により納入してください。

（1）納入申告書の提出

毎月15日までに、前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書が大町市長あて提出してください。直接持参する場合は、大町市役所1階11番窓口の税務課税務係へお願いします。

納入申告書が郵便又は信書便により提出されたときは、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。

提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課される場合がありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

なお、利用者がなかった場合も、人数及び税額の欄に0を記入して提出してください。

（2）納入書による納入

納入金については、毎月15日までに納入申告書に記載した前月分の徴収税額を、次の金融機関等を通じて納入書により納入してください。

15日が、祝日や休日等で金融機関が営業していないときは、その翌営業日までに納入して下さい

■入湯税の納付場所

市の窓口

大町市役所（1階12番窓口 税務課管理収納係）

大町市八坂支所、大町市美麻支所

取扱金融機関等（順不同）

八十二銀行、長野銀行、大北農業協同組合、長野県信用組合、松本信用金庫、長野県労働金庫、ゆうちょ銀行又は郵便局（長野・新潟県内に限る）

9 延滞金・加算金

(1) 延滞金

納期限内に納入されない場合は、納入期限の翌日から納入した日までの期間の日数に応じて延滞金がかかる場合があります。

ア 納期限の翌日から1月を経過する日まで・・・・・・・・

各年の特例基準割合に年1%を加算した割合か、年7.3%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

イ アの翌日以降・・・・・・・・

特例基準割合に7.3%を加算した割合か、年14.6%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

【延滞金特例基準割合】

銀行の短期貸出約定平均金利を基にして財務大臣が告示する割合(令和4年中は0.4%) + 1%

(2) 加算金

過小な申告があった場合には過少申告加算金が、期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が課されます。加算金が課される割合は以下のとおりです。

区 分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更生した場合 (法第701条の12第1項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、5%を加算)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため、決定した場合 (法第701条の12第2項第1号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算(法第701条の12第3項))
	期限後に申告があり、その税額が実際より少ないため、更生があった場合 (法第701条の12第2項第2号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更生があった場合 (法第701条の12第2項第3号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (法第701条の12第5項)	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税金を免れようとした場合で、期限内に申告しているとき (法第701条の13第1項)	不足税額×35%
	不申告や期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき (法701条の13第2項)	収納すべき税額×40%
加算金の 加重措置	申告書の期限後提出または更正決定があった日の前日から5年以内に不申告加算金及び重加算金を徴収されたことがある場合 (法第701条の12第4項)	上記加算金の割合+10%(期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないときを除く。)

※法：地方税

10 鉱泉浴場の経営開始(変更)申告書

鉱泉浴場を経営しようとするときや、経営申告内容に変更があった場合は、「鉱泉浴場の経営開始(変更)申告書」(以下「申告書」といいます。)に必要な事項を記入し、大町市長あて提出してください。

(1) 新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する日の前日までに、申告書を提出してください。

(2) 申告した内容に異動があったとき

経営されている方や施設の名称等、これまでに申告いただいた内容に変更があった場合、または経営を廃止した場合には、直ちにその旨を記載した申告書を提出してください。

11 帳簿(徴収原簿)の記載

特別徴収義務者(鉱泉浴場の経営者)は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を記帳し、その記載の日から7年間保存しなければならないと定められています。

正当な事由がなく帳簿を記載しなかった場合、虚偽の記載をした場合、帳簿の保存期間を守らなかった場合には、3万円以下の罰金刑を科することがありますので適正な記載及び保管をお願いします。

12 入湯税に係る調査

大町市では、入湯税の適正・公平な課税の確保及び公平な税負担を図る観点から、電話等による口頭での確認のほか、書面による調査、実地調査を行っています。

調査の際には、関係する資料(帳簿等)の提示をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

なお、現地調査の前には、事前に文書等で調査の依頼をさせていただきます。

13 入湯税に関するQ & A

Q：宿泊のお客様から、病気や怪我のため入湯しなかったとの申し出がありました。この場合、入湯税は課税されますか。

また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればよいですか。

A：

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税されるものです。したがって、入湯していない場合は、入湯税を徴収することはできません。入湯税をあらかじめ預かっているような場合には、精算の際に返金していただく必要があります。

このような場合は、毎月申告していただく宿泊者数からは除いてください。

入湯しているかどうかの判断については、社会通念から温泉旅館等の利用者が鉱泉浴場に入湯しないことは考えにくく、また、個々の宿泊者が入湯したかどうかを個別に把握することは現実的には困難であると考えられることから、実務的には、入湯していないという申し出がない限りは入湯したものと推定して入湯税を徴収するものとしてください。

Q：修学旅行の引率者について、入湯税の課税を免除することができますか。また、随行の添乗員やカメラマン等は引率者に含めることができますか。

A：

引率の教職員については、入湯税の課税を免除することができます。

引率の教職員とは、学校教育上の観点から生徒の引率を行う教職員をいいます。また、心身の障がい等により介助を必要とする児童生徒の介助を行う看護及び介護職員、保護者を含みます。

なお、旅行業者の添乗員やカメラマン等は含みません。また、入湯税が免除される引率者は、当該学校が主催する修学旅行を現に引率している方に限り、修学旅行の事前調査のために宿泊された方等については該当しません。

Q：高等学校を卒業した方を対象として、当該学校が主催する旅行に参加する者及び引率者は、修学旅行を目的とする生徒の団体客に該当し、課税免除の対象となりますか。

A：

卒業生及びその引率者については、課税免除の対象とはなりません。

課税免除となる学校が、当該学校の児童生徒を対象として主催する修学旅行が課税免除の対象となります。

Q：部活動の大会に参加するために高校生とその学校の先生のほか、応援に来られた保護者の方が宿泊利用されました。この場合、生徒や引率者は課税免除になるのでしょうか。

A：

部活動の合宿や大会への参加などは課税免除の対象になりません。応援に来られた保護者の方についても同様です。

Q：鉱泉浴場経営者の招待により、入湯客の宿泊や日帰り入湯を無料とした場合、入湯税は課税されますか。

A：

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税されるものですので、入湯料金が無料であっても、入湯税は課税されます。

Q：日帰り利用施設をご利用された方から、浴場（お風呂場）は利用したけれど鉱泉（温泉）を使った浴槽には入っていないとの申し出がありました。この場合、入湯税は課税されますか。

A：

入湯税は、温泉を使った浴槽の利用の有無にかかわらず、鉱泉浴場（温泉を使用した浴槽を備えた浴場）を利用された方に入湯税が課税されます。

Q：法事や忘年会で利用してもらう場合には、料理のみを提供することが多いのですが、入湯税の課税対象となるのでしょうか。また、希望される方には別料金で入湯に必要な料金を頂いていますが、この場合の取り扱いはどうなりますか。

A：

食事のみの提供で入湯行為がない場合には、入湯税の課税対象となりません。しかし、セット料金となっている場合や、別料金で頂く場合には課税対象となります。

Q：クーポン券やクレジットカード等を利用して宿泊料を支払われたお客様の入湯税については、決済日に計上して申告することができますか。また、連泊のお客様の入湯税については、精算日にまとめて計上することができますか。

A：

クーポン券やクレジットカードを利用して宿泊料を支払われたお客様の入湯税については、宿泊日当日に計上するようお願いいたします。また、連泊のお客様の入湯税についても、宿泊当日の計上をお願いいたします。

Q：入湯税を申告しなかったり、納入しなかった場合はどうなりますか。

A：

地方税法及び大町市税条例により、特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならないとされています。

期限までに申告しなかったり、過小な申告をした場合には、加算金が課されることがあり、期限までに納入がない場合は、税金のほかに延滞金を納めていただくことがあります。

期限までに納入されず、督促されてもお完納されない場合は、他の特別徴収義務者との公平の観点から、財産の差押え等の滞納処分を行うこととなりますので、適正な申告と納入をお願いします。

入湯税納入申告書

(様式第106号) (第30条関係)

【記入例】

入 湯 税 納 入 申 告 書					
令和	年	月分	営業種類	温泉旅館 保養所 寮 特殊公衆浴場	
営業所所在地			大町市 平〇〇〇〇番地〇〇		
名称及び商号			株式会社 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇ホテル		
営業主の住所氏名			大町市 大町〇〇〇〇番地〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		
課税標準	宿泊を伴うもの	1,080人	税額	270,000円	
	その他のもの	1,080人			
<p>地方税法第701条の4及び市税条例第145条の規定によって入湯税の納入について申告いたします。</p> <p>大町市長 殿</p> <p>令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日</p> <p>特別徴収義務者</p> <p>氏 名 株式会社〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇ホテル</p>					
<p>1 毎月15日までに前月中の入湯税をこの納入申告書により大町市役所税務課に提出し、申告税額を大町市指定金融機関等へ納入しなければならない。</p> <p>2 税率は入湯客1人1日について 宿泊を伴うもの……………150円 その他のもの……………100円 (年齢12才未満者は免除)</p>					

入湯税課税内訳表

【記入例】

(令和〇〇 年 〇〇 月分入湯税課税内訳表)

日	入 湯 客 数		入 湯 税 額		
	宿泊を伴うもの	その他のもの	宿泊を伴うもの	その他のもの	合 計
1	0 人	0 人	0 円	0 円	0 円
2	1	1	150	100	250
3	2	2	300	200	500
4	3	3	450	300	750
5	4	4	600	400	1,000
6	5	5	750	500	1,250
7	6	6	900	600	1,500
8	7	7	1,050	700	1,750
9	8	8	1,200	800	2,000
10	9	9	1,350	900	2,250
11	10	10	1,500	1,000	2,500
12	11	11	1,650	1,100	2,750
13	12	12	1,800	1,200	3,000
14	13	13	1,950	1,300	3,250
15	14	14	2,100	1,400	3,500
16	15	15	2,250	1,500	3,750
17	16	16	2,400	1,600	4,000
18	17	17	2,550	1,700	4,250
19	18	18	2,700	1,800	4,500
20	19	19	2,850	1,900	4,750
21	20	20	3,000	2,000	5,000
22	30	30	4,500	3,000	7,500
23	40	40	6,000	4,000	10,000
24	50	50	7,500	5,000	12,500
25	60	60	9,000	6,000	15,000
26	70	70	10,500	7,000	17,500
27	80	80	12,000	8,000	20,000
28	90	90	13,500	9,000	22,500
29	100	100	15,000	10,000	25,000
30	150	150	22,500	15,000	37,500
31	200	200	30,000	20,000	50,000
合 計	1,080	1,080	162,000	108,000	270,000

◎税率は入湯客1人1日について

宿泊を伴うもの……………150円
その他のもの……………100円

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 公 領 収 書 入 湯 </div>			
<p>(特別徴収義務者)</p> <p style="color: red; text-align: center;">株式会社 ○○○○○○</p> <p style="color: red; text-align: center;">○○○○○○○○○ホテル</p> <p style="text-align: right;">様</p>			
令和○○ 年度	入 湯 税		
○○ 月分	270,000 円		
上記金額を領収しました			
長野県大町市長 ○○ ○○	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">領収年月日印</td> </tr> <tr> <td style="height: 50px;"></td> </tr> </table>	領収年月日印	
領収年月日印			
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 10px;"> 公 印 </div>			

この納付書によって次の金融機関（各本店・支店・支所）および郵便局で納付できます。

八十二銀行、長野銀行、大北農業協同組合、長野県信用組合、松本信用金庫

長野県労働金庫、ゆうちょ銀行、郵便局（長野・新潟県内に限る）

15 入湯税に関する書類の提出先及びお問い合わせ先

(1) 郵便又は信書便での提出

下記の宛先へ送付してください。申告書等の控えの返信を希望される場合は、返信用の封筒・切手を同封していただきますようお願いいたします。

なお、郵便又は信書便を利用された場合の提出日は、通信日付印の日付が提出日となります。

●宛先： 〒398-8601 大町市大町 3887 番地 大町市役所 税務課税務係

(2) お問い合わせ先

ご不明な点などがありましたら、下記までお問い合わせください。

●お問い合わせ先： 大町市 税務課税務係

電話 0261-22-0420（内線 444・443・448）

FAX 0261-23-4100